

COP10 先住民族ニュース No.6

発行日 2010年10月26日

発行 COP10先住民族ニュース取材班

10月25日

9:00 から 朝の IIFB 全体会合 (IIFB:生物多様性に関する先住民族国際フォーラム)

16:30-17:00 IIFB 記者会見「戦略計画・ABS 議定書・沖縄」

18:15-19:45 サイド・イベント「Free, Prior and Informal Consent(FPIC):Experiences of Indigenous Peoples」

IIFB 記者会見 10月25日 16:30

条約の実施と戦略計画

アジア先住民族連合のギャム・シムレイ氏は、「戦略計画の目標について、生物多様性の経済的評価に重点を置いた集中的な交渉が先週行われてきた。先住民族は生物多様性と日常的な交流があり、精神的なつながりを持っているため、われわれにとって生物多様性が非常に重要であるにも関わらず、生物多様性に関連する先住民族の役割と権利を主張することは極めて困難で、われわれを支持する国家は非常に少ない。」と述べた。

積極的な側面としては、保護地区を拡張する際にはわれわれの権利を尊重し、完全に効果的な参加を保障するという公正なやり方でなされなければならないと言及があったことだ。今日、われわれは国連先住民族の権利宣言の条項と調和して戦略計画を実施するという一文を付け加えるよう締約国に提案する。われわれは締約国がこの提案を受け入れることを深く望んでいる。

先住民族は提案された ABS 議定書に批判的である

北米の北パイウテであるデボラ・ハリー博士は、「CBDは遺伝資源が大きな価値を持つことが明らかになったときに効力を発した。名古屋での COP10 で、ABS 議定書と利益分配が議論の中心となっているのは驚くべきことではない。世界の生物多様性を私有化を進めるかどうかなどという議論は、時代遅れですでに結論の出た問題だ」と述べた。

ハリー博士はさらに、「遺伝資源を取り放題の状態、先住民族は板挟みになっている。交渉では、国家政府は遺伝資源に関して主権を主張し、その主権が完全なものではないということを知っていない。」実際、先住民族は世界の生物多様性の資源や伝統的知識の権利保持者であり所有者である。条約の第1条は、主要な目的について、「遺伝資源に関するすべての権利を考慮に入れた、公正で平等な利益分配である」と述べている。それゆえ、CBDの締約国にとって、ABS体制において先住民族の権利を反映させることは義務である。

(記者会見続き)

沖縄の生物多様性と平和

国連規約人権委員会と人種差別撤廃人権委員会の勧告に反し、日本政府は琉球/沖縄民族を先住民族と承認していない。沖縄における米軍基地の建設計画に関し、懸念が高まっている。そのうちのひとつが絶滅危惧種であるジュゴンが生息し、きちょうなサンゴ礁やその他の希少種の存在する辺野古・大浦湾における巨大空軍基地である。もうひとつがやんばるの亜熱帯林において6つのヘリパッドを建築する計画である。(全文はブログで)

サイド・イベント:自由で事前の情報に基づく合意(FPIC) - 先住民族の経験

このイベントでは FPIC の実践に関して各地の先住民族の経験を共有する目的で開催されました。

ガロさん(Alancay Morales Garro)はコスタリカの先住民族で、自身の経験を語っていただきました。コスタリカでは The Diquis Dam という中米最大規模の水力発電ダム建設計画がコスタリカ政府により発表されました。しかしながら、それは「国益」の名の下に先住民族に犠牲を強いるものでした。問題は何かというと、その計画が先住民族との交渉なしに、さらには事前通告なしに公布されたことです。コスタリカは国土の小さい国であり、かつこのダムが建設される敷地は多くの先住民族の居住地でもあるのです。したがってこれは国連先住民族宣言に反し、先住民族の権利を著しく損なうものです。

フィリピンのデガワンさんは、協議に関する法制度が作られても、自分たちの伝統的な決定プロセスとは異なり、「Yes」のためのメカニズムになってしまっていると指摘。(YN/YA)

COP10 先住民族ニュース取材班

COP10 開催期間中の連絡先:

より詳細な記事は先住民族の権利ネットワークのブログをご覧ください。 <http://indigenousnet.blog75.fc2.com/>